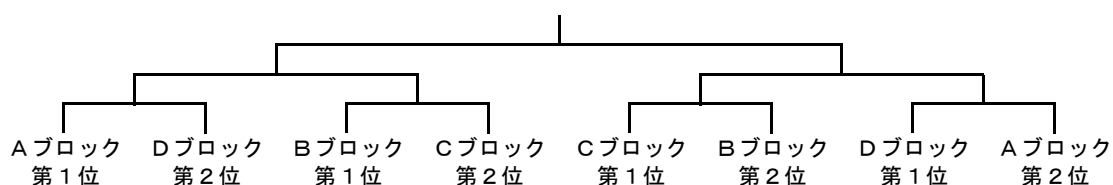


泉区少年野球連盟組み合わせ抽選規程

1. 春季・秋季大会の組み合わせ抽選では、秋季新人戦、春季大会の優勝、準優勝、第3位の4チームは同一ブロックで対戦しないように配慮する。

(春季大会)

1. 本大会については、各会員は複数チームの参加申し込みをすることができる。
ただし、複数チームで参加した会員については、チーム間での選手の移動は出来ない。
2. 各会員は、チーム毎に9名以上、20名以内の選手をもって所定の大会参加申込書に必要事項を記載して3部提出しなければならない。
なお、大会参加申込書の変更は、本部大会の組み合わせ抽選当日まで可能とするが、本連盟の資格審査と事務局長の承認を受けなければならない。
また、内容の変更された大会参加申込書は事務局長の承認を受けた時から効力を有する。
3. 本大会は、4つの予選ブロックによるリーグ戦方式での予選ブロック戦およびトーナメント方式による本部大会により実施する。
4. 本大会の予選ブロックリーグ戦については、大会参加申込書提出順にNo.カードによる抽選を行い、ブロック構成チームを決定する。
ただし、複数チームの参加申し込みを行った会員については同一ブロックへの重複を避けるため、先行して大会参加申込書提出順にNo.カードによる抽選を行い、ブロック構成チームを決定する。
5. 本大会の予選ブロックリーグ戦の日程、会場については、ブロック構成チームを決定したのち、本連盟とブロック構成チームによる調整で決定する。
6. 本大会の予選ブロックリーグ戦の組み合わせについては、日程、会場を決定したのち、本連盟・審判部が決定する。
7. 本大会の本部大会の日程、会場については、本連盟で決定し、トーナメント表を作成する。
8. 本大会の本部大会の組み合わせについては、予選ブロックの結果から下図とする。



(新人戦大会)

1. 本大会については、各会員は5年生以下の選手のみで構成される1チームだけの参加申し込みをすることができる。
2. 各構成団体は、9名以上、20名以内の選手をもって所定の大会参加申込書に必要事項を記載して3部提出しなければならない。
3. 本大会は、トーナメント方式で実施する。
4. 本大会の日程、会場については泉区少年野球連盟(本連盟)で決定し、トーナメント表を作成する。
5. 本大会については、大会参加申込書提出順にNo.カードによる抽選を行い、組み合わせを決定する。
6. 本大会の日程、会場については、本連盟で決定し、トーナメント表を作成する。

(秋季大会)

(春季大会)と同じ

(秋季新人戦大会)

(新人戦大会)と同じ

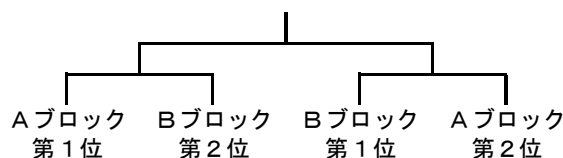
(ジュニア教育大会)

1. 本大会については、各会員は複数チームの参加申し込みをすることができる。
2. 各会員は、チーム毎に9名以上、20名以内の選手をもって所定の大会参加申込書に必要事項を記載して3部提出しなければならない。

なお、大会参加申込書の変更は、秋季本部大会の組合せ抽選当日まで可能とするが、本連盟の資格審査と事務局長の承認を受けなければならない。複数チームで参加した会員については、特別な事情が有る場合を除き、チーム間での選手の移動は出来ない。

また、内容の変更された大会参加申込書は事務局長の承認を受けた時から効力を有する。

3. 本大会は、2つの予選ブロックによるリーグ戦方式での予選ブロック戦およびトーナメント方式による本部大会により実施する。
4. 本大会の予選ブロックリーグ戦については、大会参加申込書提出順にNo.カードによる抽選を行い、ブロック構成チームを決定する。
ただし、複数チームの参加申し込みを行った会員については同一ブロックへの重複を避けるため、先行して大会参加申込書提出順にNo.カードによる抽選を行い、ブロック構成チームを決定する。
5. 本大会の予選ブロックリーグ戦の日程、会場については、ブロック構成チームを決定したのち、ブロック構成チーム相互による調整で決定し、本連盟・審判部へ審判員の派遣を要請する。
6. 本大会の本部大会の日程、会場については、本連盟で決定し、トーナメント表を作成する。
7. 本大会の本部大会の組み合わせについては、予選ブロックの結果から下図とする。



(その他)

1. 大会参加申込書を変更する場合は、本連盟の資格審査と事務局長の承認を受けなければならない。また、内容の変更された大会参加申込書は事務局長の承認を受けた時から効力を有する。

なお、複数チームで参加した会員については、特別な事情がある場合を除き、チーム間での選手の移動は出来ない。

付記

この規定は平成20年2月17日より適用する。

この規定は平成20年5月6日より適用する。

この規定は平成21年4月1日より適用する。

この規定は平成23年3月6日より適用する。

この規定は平成29年3月5日より適用する。